

## 議案第 66 号

### 小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

建築基準法施行令が一部改正され、一定の小規模な建築物に対する複数の直通階段の設置及び敷地内に設ける通路の幅員に係る基準が緩和されたことに伴い、条例で定めるこれらの基準について所要の措置を講ずるため改正する。

#### [内 容]

##### 1 複数の直通階段の設置に係る基準の緩和（第 15 条関係）

共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物のうち、階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満のものについては、階段の部分とそれ以外の部分とが間仕切壁又は一定の遮煙性能を有する戸で区画されているもの等である場合には、2 階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならないとする基準を適用しないこととする。

##### 2 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路の幅員に係る基準の緩和（第 16 条及び第 19 条関係）

共同住宅、寄宿舍若しくは下宿の用途に供する建築物又は長屋のうち、階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満のものについては、主要な出口から道路に通ずる敷地内通路の幅員が 90 センチメートル（改正前は、床面積等の要件に応じて 1.5 メートルから 3 メートルまで）以上である場合には、主要な出口を道路に面して設けなければならないとする基準を適用しないこととする。

#### [適 用]

公布の日